

環境報告書2008

Environmental Report



環境報告書 2008 目次

1	報告書をお読みいただく皆様へ	1	頁
2	環境再生保全機構の概要	2	
3	経営理念・経営方針・職員行動指針と環境配慮に関する基本方針	3	
4	特集 情報提供の取組		
	低公害車の広場 THE CAR OF NOW	4	
	子供のための環境学習サイト 集まれ！ Green Friends	6	
5	環境保全の取組		
(1)	公害健康被害補償業務	8	
(2)	公害健康被害予防事業	10	
(3)	地球環境基金事業	12	
(4)	石綿健康被害救済業務	14	
(5)	PCB廃棄物処理基金業務	16	
(6)	維持管理積立金管理業務	16	
(7)	債権管理・回収業務	16	
6	業務における環境配慮		
(1)	「環境配慮のための実行計画」と 「環境物品等の調達を推進を図るための方針」	17	
(2)	省エネルギー等の活動	18	
(3)	体制及び運営方法	20	
(4)	温室効果ガスの削減に向けた取組	20	
(5)	環境物品等の調達状況	21	
7	社会的取組の状況	22	
8	皆様とのコミュニケーション	23	
	【環境報告書の作成にあたって】	25	
	【自己評価結果】	26	
	【ご意見・ご感想をお寄せください（「環境報告書 2008」についてのアンケート）】		

1 報告書をお読みいただく皆様へ

独立行政法人環境再生保全機構は、環境事業団と公害健康被害補償予防協会の業務を引き継ぎ、平成16年4月に設立され、法律で定められた環境の再生と保全のための各種業務を実施しています。

昭和30年代から40年代の高度経済成長の過程において大規模な公害が問題となる中、公害防止施設の建設を推進する機関として公害防止事業団(後の環境事業団)が、健康被害者の迅速な救済を図るための機関として公害健康被害補償協会(後の公害健康被害補償予防協会)が設立されました。その後両組織は、環境問題の態様の変化に対応し、公害による健康被害を予防するための事業や、民間における環境保全活動を支援するための事業などにも取り組んでまいりましたが、機構はこれらの業務を引き継いで設立されました。さらに平成18年からは、新たに石綿健康被害救済業務を実施しています。

機構は、その業務自体が環境保全を目的としており、業務を適切に遂行することによって環境保全に貢献していると考えております。それだけに、業務の実施に際しては、環境に対して格段の配慮を必要としています。機構の経営理念・経営方針・行動指針に従って業務を遂行するとともに、平成18年度に策定した「環境配慮に関する基本方針」に基づいて、あらゆる業務において環境への配慮を徹底するよう努めております。また平成19年度には、「温室効果ガス排出削減計画」を策定し、具体的な温室効果ガスの削減目標を設定するとともに、その達成に向けた取組を実施しています。

機構では、環境配慮促進法に基づき、平成18年度から毎年度、環境報告書を作成し公表しています。三回目となる今回の環境報告書では、これまでお読みいただいた方々からお寄せいただいた貴重なご意見をもとに、これまで以上に読みやすく、わかりやすい報告書を目指し、機構がホームページを利用して実施している各種の情報提供の中から、平成19年度に新たに構築した「低公害車の広場」及び「子供のための環境学習情報サイト 集まれ! Green Friends」の2つにつきまして、特集として皆様にご紹介させていただきます。

機構は、今後とも、環境分野の政策実施機関としての使命を果たしてまいります。我々の業務と環境配慮の実績に対するご理解とご助言・ご意見を賜れば幸甚に存じます。



独立行政法人環境再生保全機構

理事長

湊 亮策

2 環境再生保全機構の概要

設立年月日及び根拠法

平成 16 年 4 月 1 日 独立行政法人環境再生保全機構法(平成 15 年法律第 43 号)

独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)は、「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)に基づき、旧公害健康被害補償予防協会及び旧環境事業団について、事業、組織の見直しが行われ、新たに平成 16 年 4 月 1 日に設立された組織です。

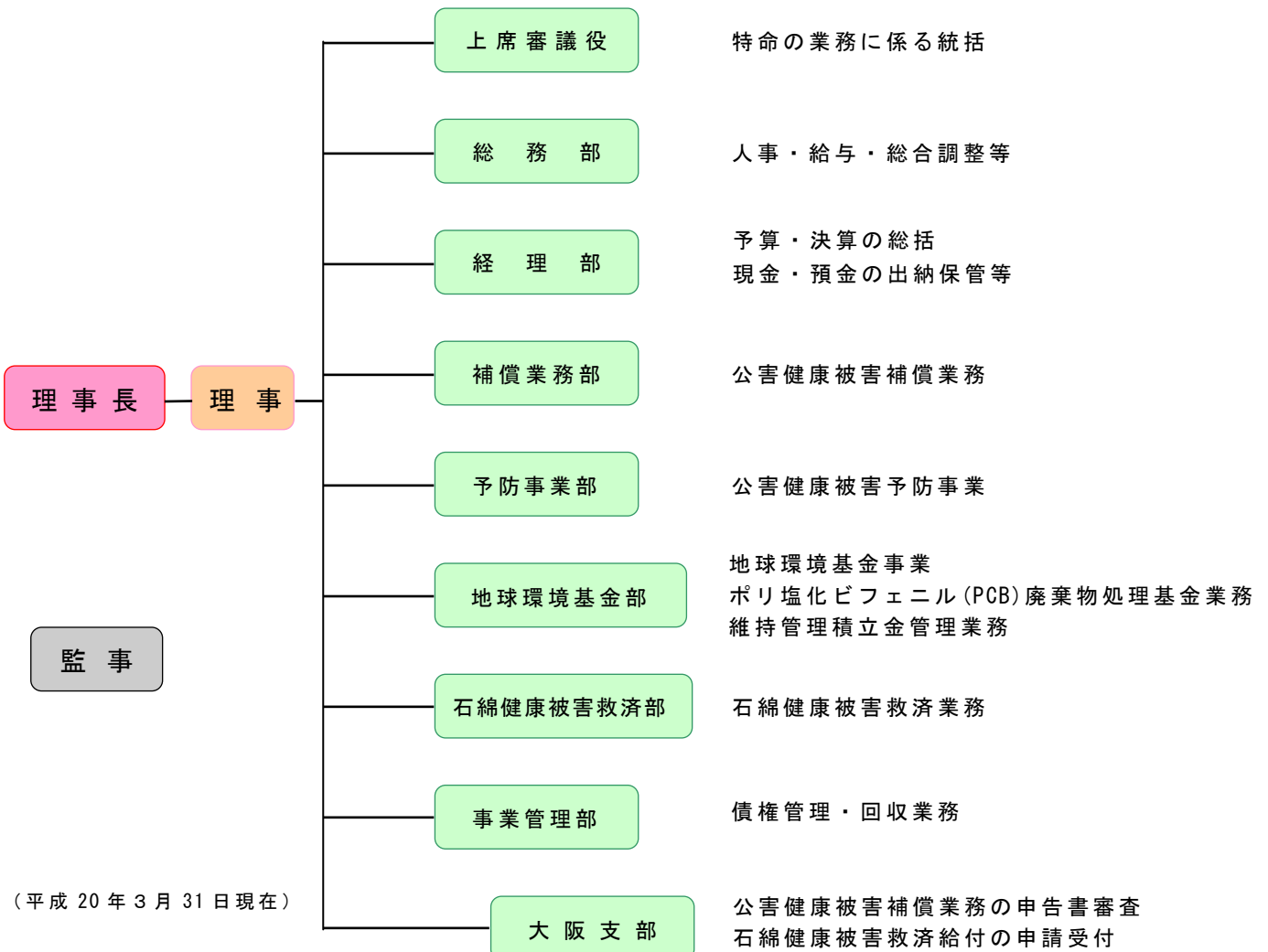
目的

公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、廃棄物最終処分場の維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境の保全を図ることを目的としています。

役職員の状況

理事長 1 名、理事 3 名、監事 2 名 職員数 152 名(平成 20 年 3 月 31 日現在)

組織体制



3 経営理念・経営方針・職員行動指針と環境配慮に関する基本方針

■機構の経営理念・経営方針・職員行動指針

経営理念
私たちは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、機構が有する能力や知見を活用して、国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。
経営方針
<ul style="list-style-type: none">○ 良質なサービスを提供し、機構と関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築を目指します。○ 公共性の見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めます。○ 関係法令、規程等を厳正に遵守するとともに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、社会の範となるよう努めます。○ 職員の業績や能力を適正に評価し、環境施策のエキスパートの育成を図り、活気のある職場の構築を目指します。
職員行動指針
《機構の使命を果たすための行動》 <ul style="list-style-type: none">○ 国の政策実施機関としての使命を自覚し、常に相手の立場を尊重して業務を遂行するとともに、関係法令を遵守し、倫理観をもって行動します。○ 幅広い知識・技術の向上に努め、内外のニーズに的確に応えます。○ 常にコスト意識をもって計画的に業務を遂行します。 《業務に取り組む姿勢》 <ul style="list-style-type: none">○ 業務に自主的に取り組み、最後まで責任を持って遂行するとともに、新たな課題に挑戦します。○ 環境施策の一翼を担う組織の一員として、常に環境に配慮しつつ、業務を遂行します。○ 業務の効率性を高めることにより迅速かつ着実に業務を遂行し、明るく活気のある職場環境を作ります。

■環境配慮に関する基本方針

(1) 業務における環境配慮と環境保全の効果の向上

業務の遂行に当たって、常に環境に配慮し、環境保全の効果の向上を目指し、継続的な改善に努める。

(2) 法規制等の遵守と自主的取組の実施

環境関連の法規制等を遵守するとともに、自主的取組を実施し、より一層の環境保全を図る。

(3) 環境への負荷の低減に係る目標の設定

省エネルギー、省資源及び環境物品等の調達に関する目標を設定し、環境への負荷の低減を図る。

(4) 日常活動における環境配慮

全ての役職員の環境配慮に関する意識の向上を図り、業務遂行時はもちろんのこと、日常活動においても、常に環境配慮に努めるようにする。

(5) 社会とのコミュニケーション

社会と広く双方向のコミュニケーションを図り、情報開示に努める。

4 特集 情報提供の取組

機構は、環境保全のための各種業務を実施していますが、業務の遂行にあたっては、国民の皆様に対する情報提供が重要な役割を果たしています。特にホームページを通じた情報提供は、最新の情報を常時提供することが可能であり、多くの皆様に情報を提供する手段として有効です。

今回は、機構がホームページを利用して実施している各種の情報提供の中から、平成 19 年度に新たに構築した「低公害車の広場」及び「子供のための環境学習情報サイト 集まれ！Green Friends」の2つにつきまして、特集として皆様にご紹介させていただきます。

低公害車の広場 THE CAR OF NOW

http://www.erca.go.jp/taiki/now_car/

大都市における大気汚染の原因の一つに、自動車排出ガスが挙げられます。一方、地球温暖化の主な原因物質である二酸化炭素は運輸部門からの寄与が約2割を占めることから、大都市の大気汚染対策は地球温暖化対策と軌を一にする場合が多いと考えられます。このため、より低公害な自動車の普及の推進が極めて重要です。

機構では、これまで、低公害車(エコカー)の普及に向けて、調査研究による技術開発等の推進、エコカーワールド(低公害車フェア)の開催、そして関係地方公共団体への導入・リースに対する助成といった事業を進めてきました。

これら事業を通じて蓄積された低公害車に関する技術的な成果や情報を整理し、「低公害車を購入する時はこのホームページを見よう」というコンセプトのもと制作したのが「低公害車(エコカー)の広場 THE CAR OF NOW」です。

未来の自動車社会のあり方について参考にして頂きたく、是非ご覧ください。

独立行政法人 環境再生保全機構

今を走る。地球にやさしいクルマたち



低公害車(エコカー)の広場へようこそ！！

Enter

機構ホームページにある「低公害車の広場」のバナーをクリックすると、トップページに移動します。

Contents 画面では、見たいところをクリックすると、直接その項目に飛ぶことができます。



ホームページの中でも、特に皆様からのアクセスの多い「電気自動車」と「ハイブリッド自動車」について、ここでご紹介します。

■ 電気自動車のページ

● 仕組みと特徴

1) 仕組み

電気自動車(図5-7)は、バッテリー(蓄電池)に蓄えた電気でモーターを回転させて走ります。

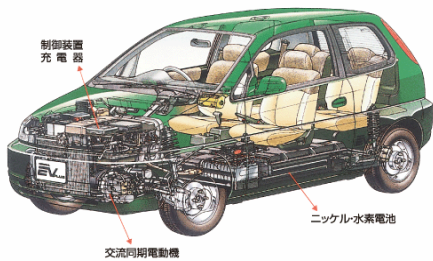


図5-7 電気自動車の構造図(例:ホンダ EV PLUS)

2) 特徴

自動車からの排出ガスは一切なく、走行音(騒音)も従来のガソリン車やディーゼル車などに比べてとても静かであるというのが最大の特徴です。また、窒素酸化物(NO_x)や二酸化炭素(CO₂)の排出も発電所から排出される分を考慮に入れても、通常の自動車より少なくなります。従来の電気自動車は、1充電当りの走行距離が短く、バッテリーは鉛電池、充電に要する時間は5～8時間でした。しかし、近年では技術進歩に伴い、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池が実用化され、1充電走行距離も小型乗用車で200kmを超えています。そして、充電時間も15分～1時間で行うことも可能となっています。



3) 問題点

車両価格やメンテナンス費用が高いこと、走行距離が短いことが挙げられます。そして、走行距離が短いことから、用途が限定されます。

■ ハイブリッド自動車のページ

1) 仕組み

ハイブリッド自動車は、複数の動力源を組み合わせ、低公害化や省エネルギー化を目標とした自動車です。動力源の組み合わせで表5-3の3方式があります。

方式	概要
シリーズ方式	エンジンに発電機を取り付けて発電を行い、モーターで車両を走行させる方式。
パラレル方式	エンジンとモーター等の複数の動力を切り替えて、または一方の動力を優先しながら車両を走行させる方式(図6-1参照)。
スプリット方式	エンジンの出力を車輪への直接出力と発電機及びモーターを介した駆動出力に分岐し、両者を最適な比率に組み合わせることで、上記2つの機能を併せ持つ方式。

表5-3 ハイブリッド自動車の分類

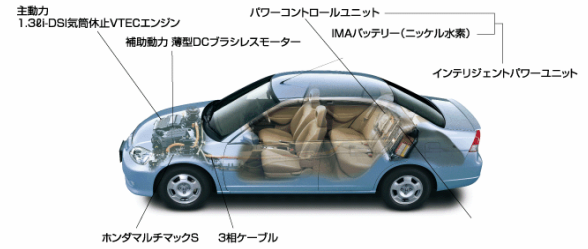


図5-11 ハイブリッド自動車の構造図(例:ホンダ シビックハイブリッド)

2) 特徴

内燃機関(エンジン)自動車と比較し、窒素酸化物(NO_x)、炭化水素(HC)、一酸化炭素(CO)及び二酸化炭素(CO₂)の排出量が大幅に削減されます。当初は発進・停止が繰り返される都市部での走行に有効であるということから、バス、農作業、トラックなどへの用途が中心でしたが、小型の乗用車が開発・販売されたことを契機に一般車としても利用されています。

3) 問題点

複数の動力源を組み合わせることから、システムの小型軽量化が求められています。また、価格面でも車種によっては、ベース車両より割高となることやメンテナンス時の電池交換費用が高額となるため、低コストの電池の開発が期待されています。

4 低公害車の紹介と特徴について

天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車

6 導入における優遇制度

自動車税のグリーン化、補助金

8 海外における低公害車の普及状況

現在、7種類の低公害車等(1)天然ガス自動車、(2)電気自動車、(3)ハイブリッド自動車、(4)メタノール自動車、(5)低燃費かつ低排出ガス認定車、(6)LPG自動車及び(7)燃料電池自動車)が運用(実用)段階にあります。なお、各自動車の仕組みや特徴、普及状況などは次のとおりです。

低公害車(エコカー)の一部を紹介してよ!

(1) 自動車税のグリーン化

●「自動車税のグリーン化」とは、自動車の性能(排出ガス、燃費)の良い自動車に對して、自動車税を軽くし、悪い自動車について重くなる措置で、自動車税に環境負荷に応じた税負担の考え方を導入したものです。

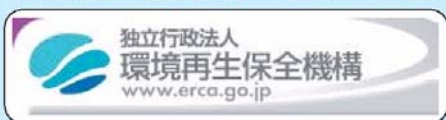
【経団連】経団連は、取組(1)年度の翌年度のみ1年間
 ・電気(燃料電池自動車含む)、天然ガス、メタノール自動車
 ・軽自動車
 ・低排出ガス車・低燃費車(LPG自動車含む)について(1)年度は減額

(1) 低公害車の普及状況

国名	電気自動車及びハイブリッド自動車普及台数	天然ガス自動車普及台数(1000年1月現在)	自動車普及台数(乗用車及び商用車の合計、2004年現在)
オーストラリア	620(0.0008%)	684	4,914,103
ベルギー	211(0.0014%)	300	5,406,993
カナダ	24(0.0002%)	20,506	14,672,771
フランス	2,700(0.0019%)	4,400	36,076,000
ドイツ	3,000(0.0021%)	2,200	48,074,914
イタリア	5,707(0.0041%)	202,000	39,204,906
韓国	70,999	3,999	11,825,199
オランダ	560(0.0039%)	540	4,220,000

ホームページでは、その他の低公害車の種類や特徴、導入における優遇制度、海外における普及率など、低公害車に関する様々な情報を知ることができます。機構ホームページから「低公害車の広場」のページをご覧になる際は、以下をご参照ください。

大気環境に関するものはこちらへ 予防事業部 環境改善課 電話044-520-9567
 環境再生保全機構ホームページから…………… 「低公害車の広場」



子供のための環境学習情報サイト 集まれ！Green Friends

<http://www.erca.go.jp/jfge/greenfriends/>

地球環境基金に関する様々な情報を広く提供するための広報媒体の一つとして、2002年度より地球環境基金のホームページ内に小学校高学年以上を対象とした「子どものページ」を設けています。

この「子どものページ」を全面リニューアルして、2007年12月に、子どものための環境学習情報サイト「集まれ！Green Friends」が開設されました。子どもたちに環境問題への興味・関心を深めてもらうとともに、地球環境基金の活動を身近に感じてもらえるような工夫をこらして、内容を一層充実させたサイトです。

環境問題に関する様々な情報を楽しく、わかりやすく提供していますので、是非ご覧下さい。

4つのメニューを用意しています。

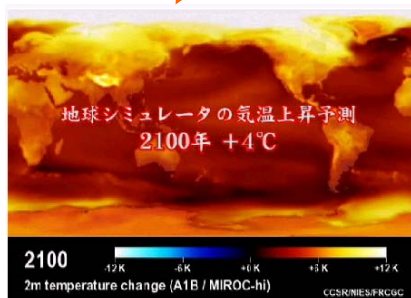


① 《地球環境レポート》

「森林保全・緑化」「地球温暖化」「大気・水環境」「循環型社会」「野生動物の保護」の5つの分野について、豊富な映像やCG、資料を満載した環境学習用動画サイトです。

知りたいテーマをクリックすると映像レポートがスタートします。各テーマの動画上映時間は約5～6分です。

キーワード	
地球シミュレータ	→解説
異常気象	→解説
温室効果ガス	→解説
地球温暖化	→解説
IPCC	→解説
化石燃料	
ツバル	
サンゴの白化	
カトリナ	
京都議定書	
新エネルギー	
キーワード	
温室効果ガス	産業の発展や森林の開拓など、人間の活動が活発になるにつれ、二酸化炭素やメタン、亜酸化窒素、フロンなどの気体が大气中に大量に放出されるようになりました。これらの気体は、熱が地球の外に出て行くのを防ぐ性質があるため、地球を温室に入れたような状態にすることで「温室効果ガス」といわれています。その濃度が増えすぎると、地球規模での温暖化が進み、さまざまな悪影響をおよぼします。



例えば「地球温暖化」のレポートでは、地球温暖化のメカニズムを詳しく解説し、世界各地で見られる異常気象や気温が上昇し続けた際の将来予測を、迫力ある映像とCGで展開します。また、レポート中に出てくる「温室効果ガス」などの環境キーワードについて、わかりやすく解説しています。

② 《地球環境基金の活動紹介》

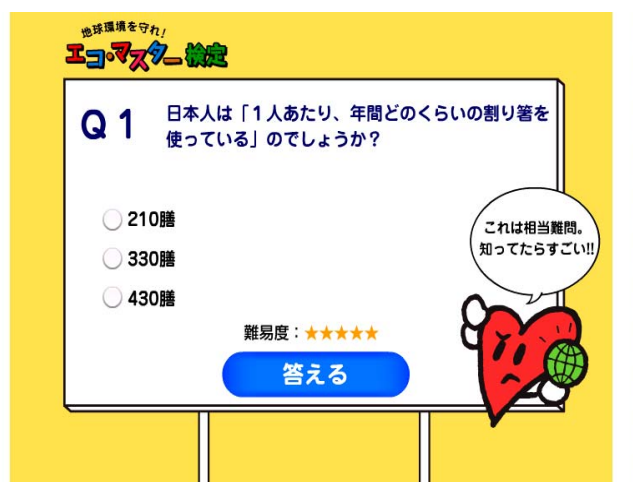
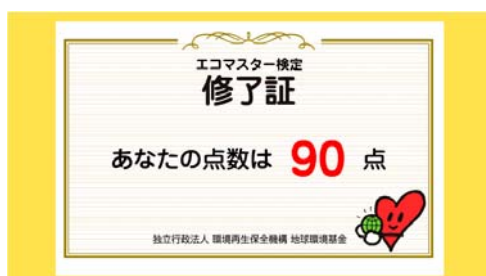
地球環境基金の助成活動例を紹介するページです。みなさんからいただいた寄付金がどのような活動を支え、環境保全にどのように役立っているのかを、活動の種類（分野）別、活動を行っている場所（地域）別に見ることができます。

地図の中の国名もしくは都道府県名をクリックすると、その地域の活動事例が見られます。



③ 《環境クイズ・エコマスター検定》

1回につき10問の環境クイズにチャレンジしてもらいます。クイズ終了後には修了証をプリントアウトすることができます。



④ 《あなたのエコ宣言を大募集!》

みんなに勧めたいエコな取り組みのアイデアなどを自由に書いて伝えてもらうための「掲示板」です。普段行っている活動や、これから始めようと思っていること、例えば「見てないテレビや不要な明かりは消す」など、地球環境に役立つアイデアや宣言をお待ちしています。

環境学習用教材として、このホームページの「地球環境レポート」と「地球環境基金の活動紹介」をまとめたDVD「みんなで考えよう地球環境問題」(約35分)を作成しました。

ご希望の方は、地球環境基金部企画振興課(044-520-9606)までお問い合わせ下さい。



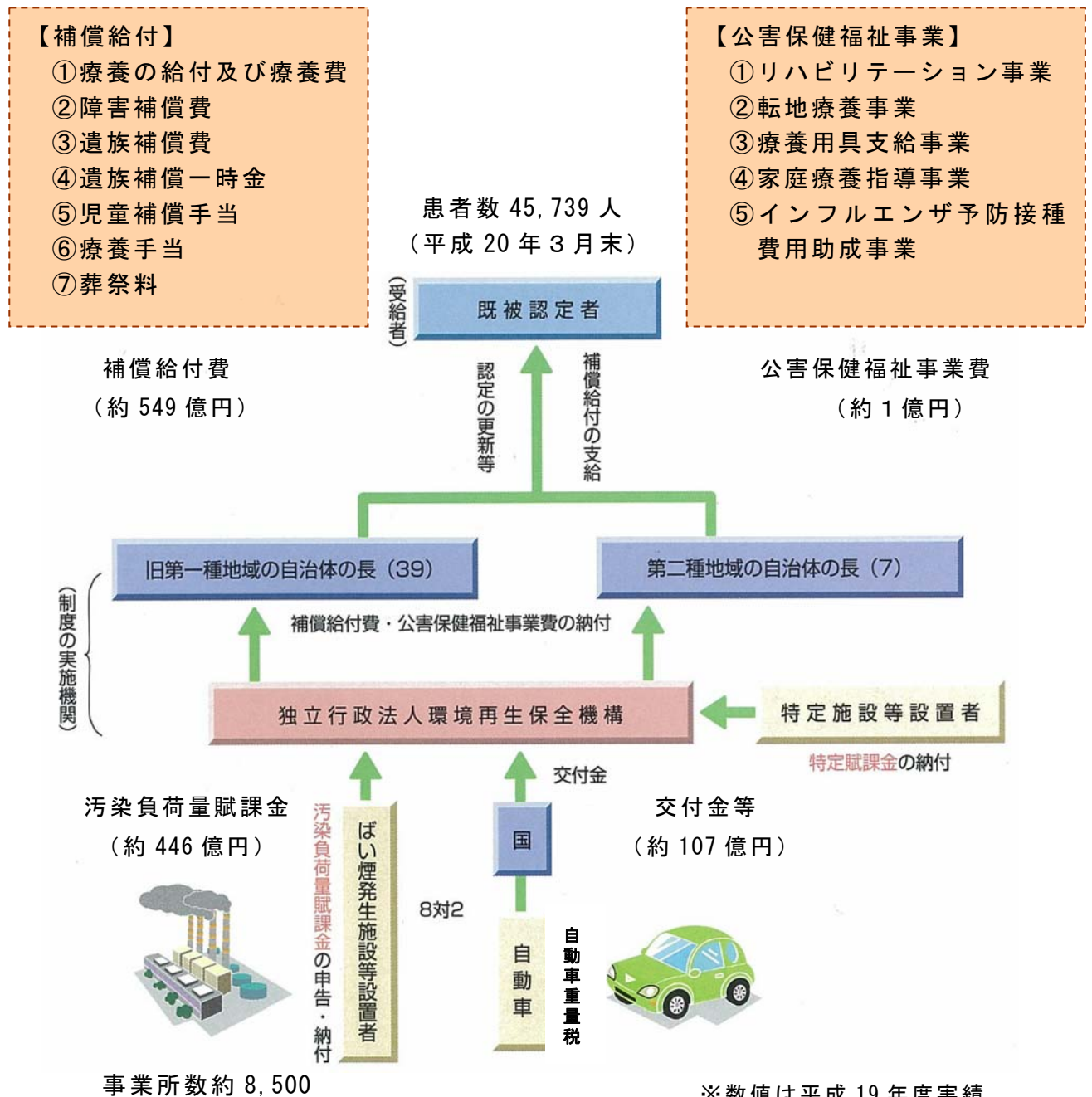
5 環境保全の取組

(1) 公害健康被害補償業務

公害健康被害補償業務の概要

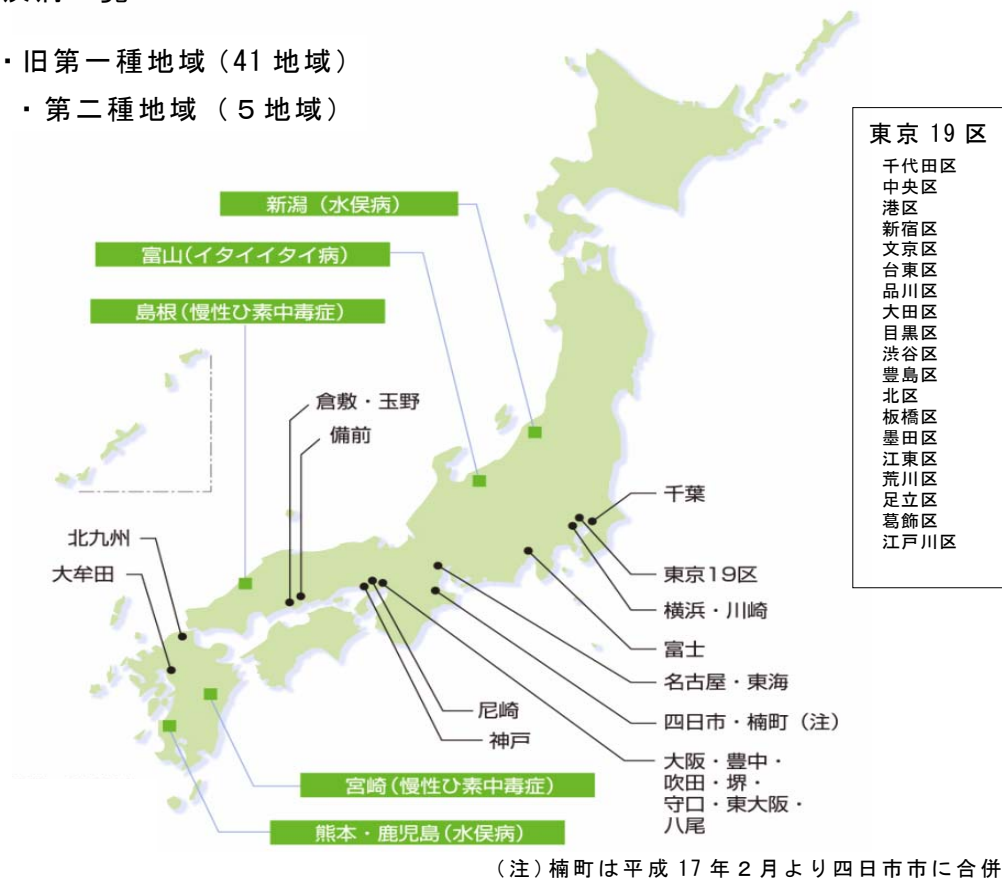
公害健康被害補償制度は、昭和 30～40 年代の著しい大気汚染又は水質の汚濁によって引き起こされた健康被害に対して、被害者の方々への迅速な救済を目的としてつくられた行政上の制度です。

この制度は、昭和 49 年9月に施行された「公害健康被害の補償等に関する法律(補償法)」に基づき、大気汚染などの公害の原因となる物質を排出した事業者から汚染負荷量賦課金を徴収し、自動車重量税を財源とする国からの交付金等と合わせて、公害による健康被害者のための補償給付費及び公害保健福祉事業費として都道府県等へ納付しています。



指定地域及び指定疾病一覧

- 「● … 地域名」 …… 旧第一種地域（41 地域）
- 「■ … 地域名」 …… 第二種地域（5 地域）



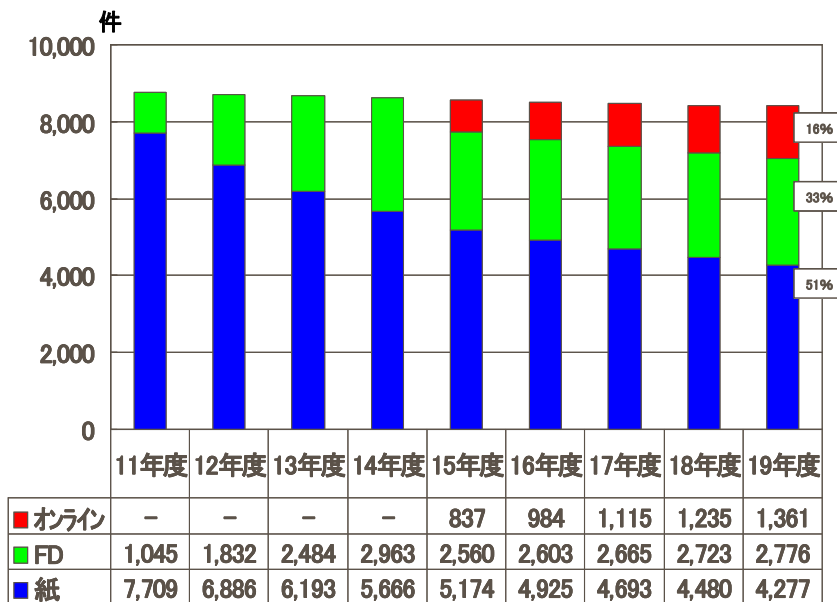
(注) 楠町は平成 17 年 2 月より四日市市に合併

環境配慮の取組

○電子化推進によるペーパーレス

汚染負荷量賦課金の申告については、現在、用紙申告、フロッピーディスク(FD)による申告、オンライン申告の3種類の申告方法があり、機構では事業所の皆様における申告事務負担の軽減を図るとともに、申告の電子化による申告関係書類のペーパーレス化のため、FD申告及びオンライン申告を推奨しています。

平成 19 年度では、約 49%の事業所においてFD又はオンラインによる申告を行っていただき、その比率は年々増加してきています。



(2) 公害健康被害予防事業

公害健康被害予防事業の概要

現在の大気汚染の状況は、昭和30年代、40年代の著しい大気汚染の状況とは異なり、ぜん息等の病気の主たる原因とは言えなくなりましたが、これらの病気に対して何らかの影響を及ぼしている可能性は否めません。

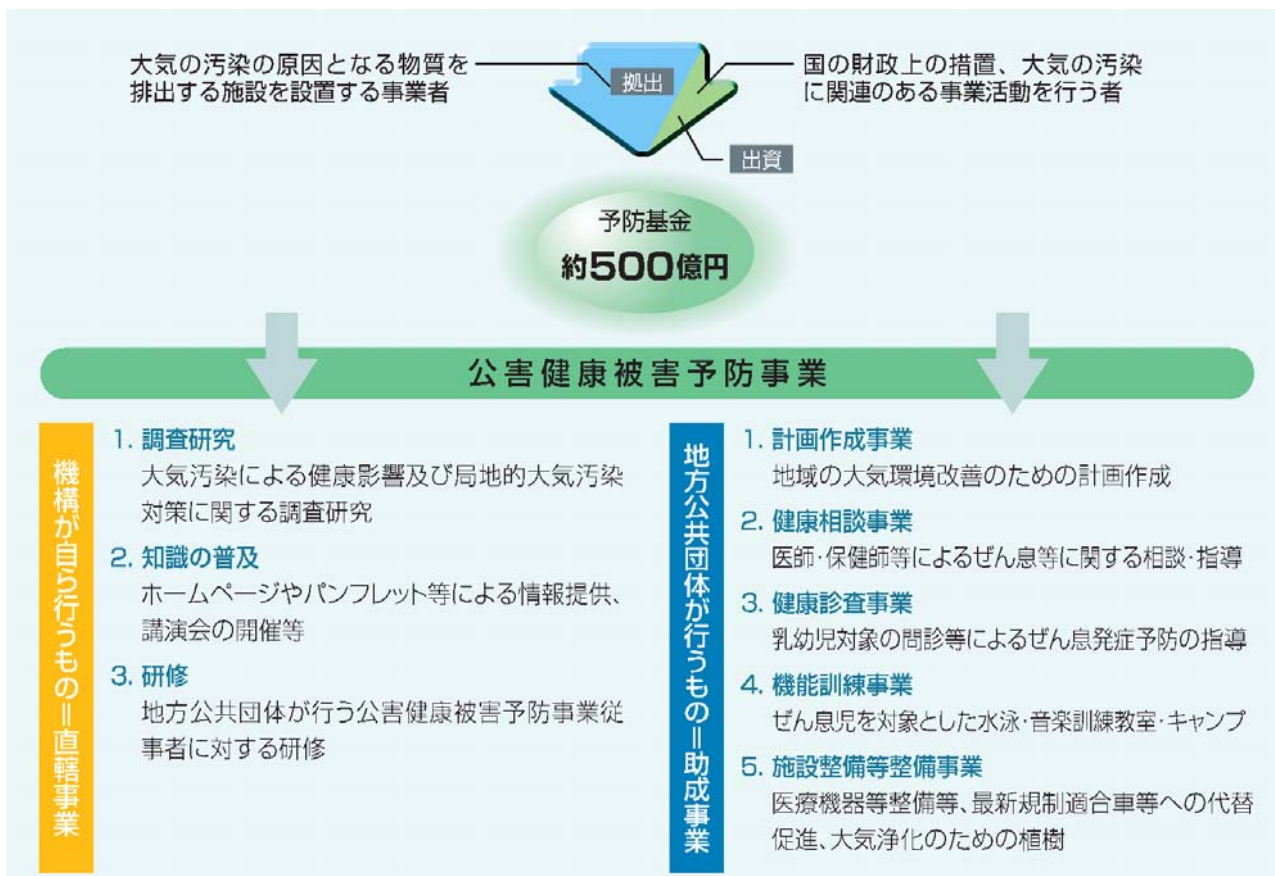
こうした大気汚染の状況の変化を踏まえ、昭和63年3月1日に第一種地域の指定解除が行われ、個人に対する個別の補償から、公害健康被害予防事業の実施など、地域住民の健康被害の予防に重点を置いた総合的な環境保健施策が積極的に推進されています。

公害健康被害予防事業の対象地域は、旧第一種地域41地域と、これに準ずる地域として定められた6地域の計47地域です。



公害健康被害予防事業の仕組み

公害健康被害予防事業は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、従来から国や地方公共団体が行っているぜん息等に対する対策や大気汚染の改善に関する施策を補完し、地域住民の健康の確保を図ることを目的として実施しています。事業に要する費用は、機構に公害健康被害予防基金(約500億円)を設け、その運用益により賄っています。



助成事業

機構は、ぜん息の発症の予防、健康回復のための環境保健に関し、地方公共団体が主催する相談事業や診査事業、キャンプ・水泳教室といった機能訓練事業※に助成し、地域住民にとってよりよい事業を行えるよう協力しています。

- ※・健康相談…呼吸筋ストレッチ体操教室等の健康教室、医師や栄養士、理学療法士等によるぜん息等に関する講習会や個別相談
- ・健康診査…乳幼児を対象に、アレルギーに関する問診や血液検査を行い、ぜん息の発症予防のための指導
- ・機能訓練…ぜん息児童等を対象とした水泳訓練教室、音楽訓練教室、キャンプ



ぜん息予防教室
(アレルギー除去食調理実習)

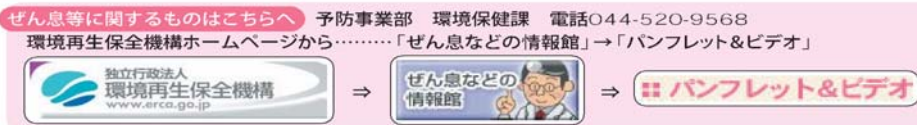
室内環境整備指導
(布団のダニの除去方法の指導)



キャンプでのぜん息教室の様相

直轄事業

機構では、各種刊行物等を製作しています。パンフレットについては無料で配布、ビデオやDVD、パネルについては貸出しを行っています。お申込みはお電話またはホームページで受け付けています。お気軽にお問い合わせください。



(3) 地球環境基金事業

地球環境基金の概要

オゾン層の破壊や地球温暖化、砂漠化、酸性雨など、地球環境問題が深刻化する中、平成4年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議（通称、地球サミット）」において、民間団体による環境保全活動の重要性が認識されたことを契機として、「地球環境基金」が平成5年に創設されました。

「地球環境基金」は、国の出資金と民間からの寄付金によって造成される基金で、その運用益（利息）と国からの運営費交付金によって、日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む世界中の民間団体（NGO）の活動を支援する助成事業（環境保全活動を行う国内外の民間団体への活動資金の助成）及び振興事業（民間団体の環境保全活動の振興に必要な調査研究、情報提供、研修）を行っています。

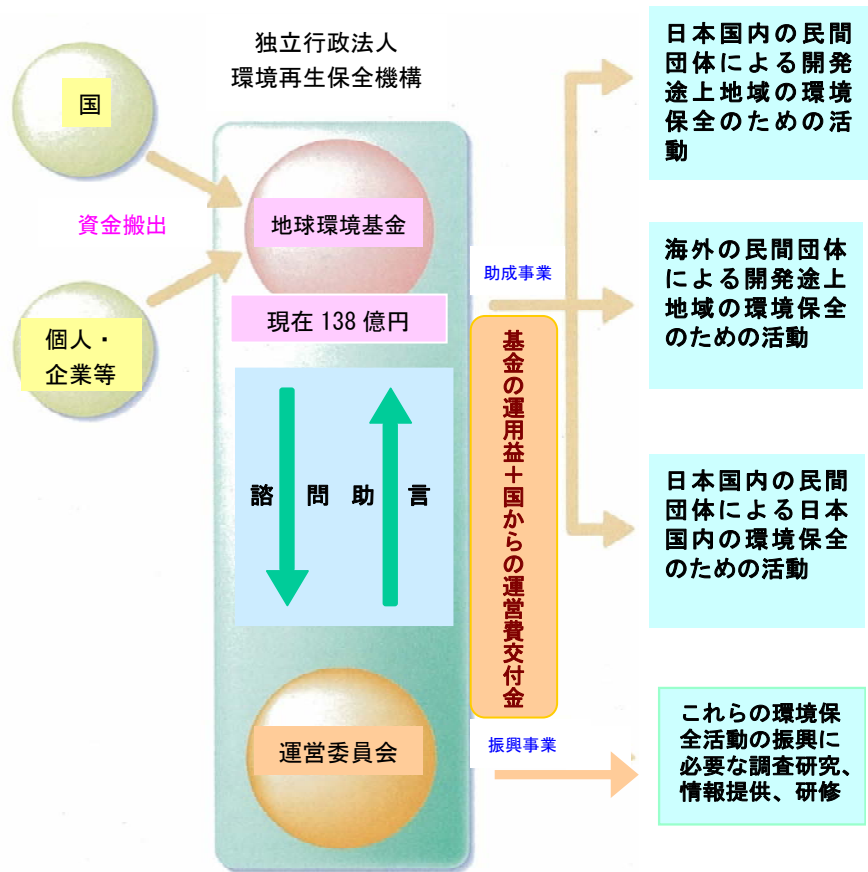
あなたも地球環境基金への寄付を通じて、環境保全活動に参加してみませんか。



ご寄付に関する詳細は、地球環境基金部企画振興課(044-520-9606)までお問い合わせください。



■地球環境基金の仕組み



助成金の交付等の基金業務を適正に行うため、各界の有識者による地球環境基金運営委員会が設置されています。

なお、手続きについての詳細は、機構ホームページをご参照ください。または、地球環境基金部地球環境基金課(044-520-9505)までお問い合わせください。



環境再生保全機構ホームページ



から



「地球環境基金の情報館」

地球環境基金助成事業

【助成対象団体】

- ①財団法人
- ②社団法人
- ③特定非営利活動法人（NPO法人）
- ④定款、寄付行為に準ずる規約を有することなど一定の条件を満たす法人格の無い団体

【助成の対象】

- ①自然保護・保全・復元 ②森林保全・緑化
- ③砂漠化防止 ④大気・水・土壌環境保全
- ⑤地球温暖化防止 ⑥循環型社会形成
- ⑦環境保全型農業等 ⑧環境教育
- ⑨環境活動情報化 ⑩日中韓三カ国環境協力
- ⑪総合環境保全活動

【募集の種類】（平成20年度）

- ① **一般助成**：提案事業を確実に実施するだけの知見、実績（原則3年以上）、専門性を有する団体が行う環境保全に資する活動を対象とします。また、先駆性や波及効果の高さを重視します。
- ② **発展助成**：平成20年度に新設された助成で、これまで地球環境基金から助成を受けたことがない団体が対象です。一般助成に比べ、地域性が高い事業についても、今後の発展の可能性が高いものは対象とします。
- ③ **特別助成**：平成20年度に我が国で開催される主要国首脳会議（北海道洞爺湖サミット）及び環境大臣会合等主要国首脳会議の準備のために開催される会議に関連する活動を対象とします。

■地球環境基金助成採択件数及び助成金額（平成19年度及び平成20年度）

区分	単位	H19年度	H20年度
イ案件	件数	44	44
	百万円	175	178
ロ案件	件数	5	8
	百万円	16	26
ハ案件	件数	125	153
	百万円	402	514
合計	件数	174	205
	百万円	593	718

区分	単位	H20年度
一般助成	件数	151
	百万円	534
発展助成	件数	40
	百万円	78
特別助成	件数	14
	百万円	105
合計（※）	件数	205
	百万円	718

※注：百万円以下切捨てのため、合計額とは必ずしも一致しません。

イ案件：日本国内の民間団体による開発途上地域の環境保全のための活動

ロ案件：海外の民間団体による開発途上地域の環境保全のための活動

ハ案件：日本国内の民間団体による日本国内の環境保全のための活動

国民の皆さんの環境活動への参加を促進するとともに、環境NGOの活動を推進することを目的に「環境NGO総覧」を作成して、その情報を「冊子本」及び「オンライン・データベース」で提供しています。

詳しくは、機構ホームページをご覧ください。



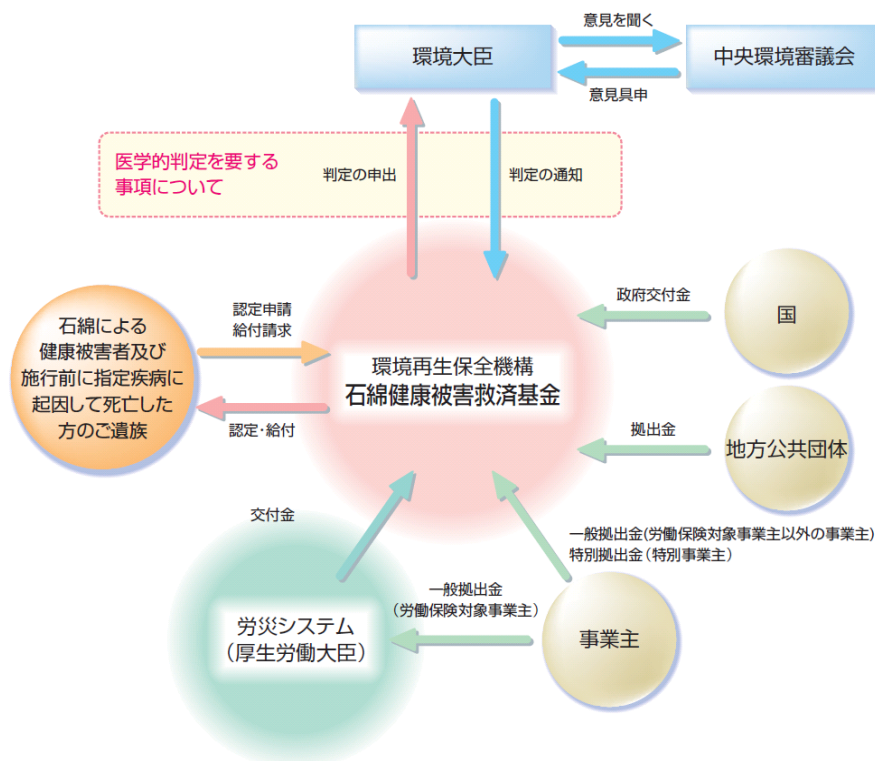
(4) 石綿健康被害救済業務

石綿による健康被害救済制度の概要

平成18年3月27日に、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されました。

石綿(アスベスト)による中皮腫や肺がんを発症している方、及びこの法律施行前にこれらの疾病により死亡された方のご遺族で、労災補償等の対象とならない方に対して、「医療費等の救済給付」が支給されます。

■石綿健康被害救済制度の概要フロー図



■救済給付の内容と給付

石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定を受けた方（被認定者）

- ・ 医療費 ……………自己負担分
- ・ 療養手当 ……………103,870円
- ・ 葬祭料 ……………199,000円（葬祭を行った方への給付）
- ・ 救済給付調整金 ……………石綿法の施行前に発症し、法施行後、2年以内に死亡した被認定者のご遺族への給付

石綿法の施行前に指定疾病に起因して死亡した方のご遺族で支給を受ける権利の認定を受けた方

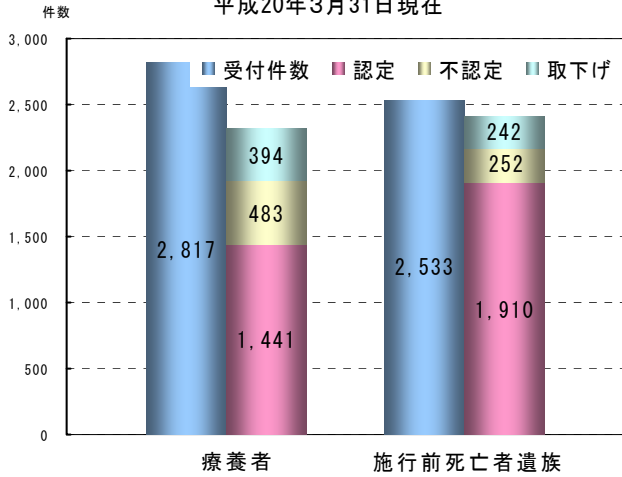
- 特別遺族弔慰金 ……………2,800,000円
- 特別葬祭料 ……………199,000円

認定等の状況

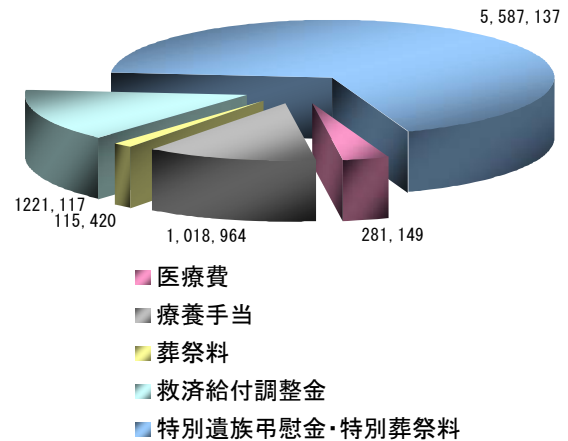
平成18年3月20日に申請書・請求書の受付を開始し、平成20年3月31日までに療養中の方からの認定申請2,817件、施行前死亡者の遺族の方からの特別遺族弔慰金等請求2,533件、計5,350件の申請書等を受け付け、療養中の方々1,441件、施行前死亡者の遺族の方々1,910件、計3,351件の認定等の決定を行いました。

平成20年3月31日現在、認定された方々への救済給付は、延べ計15,525件、金額にして82.2億円の給付を行いました。内訳として療養中の方（申請中死亡の方等を含む）に対する医療費、療養手当、葬祭料、救済給付調整金は、計26.3億円。施行前死亡者の遺族の方の特別遺族弔慰金・特別葬祭料は、計55.9億円となっています。

認定等の状況(件数)
平成20年3月31日現在



救済給付の支給実績(単位:千円)
平成20年3月31日現在



広報活動の概要

給付の対象となる方へ救済制度を周知するために、様々な方法で広報を行っています。

アスベストの救済制度とともに、その性質と健康被害の実態について解説するDVDを作成しました。希望者には無料で配布しています。



申請を促す広告を新聞・雑誌等に掲載しました。(例：読売新聞朝刊)



石綿健康被害救済法の一部改正について

平成20年6月18日に、「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、公布の日から6ヶ月以内に施行することとなりました。改正の概要は、以下のとおりです。

・医療費・療養手当の支給対象期間の拡大

医療費等の支給対象期間は、これまでは「申請日から」とされていましたが、改正により「療養を開始した日から」に拡大されました。

・制度発足後における未申請死亡者の扱い

改正法では、施行日以後において認定申請することなく亡くなられた方の遺族に対する救済制度が措置されました。(請求可能期間は、死亡から5年間です)

・特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長

特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限が3年間延長され、平成24年3月27日まで請求できるようになりました。

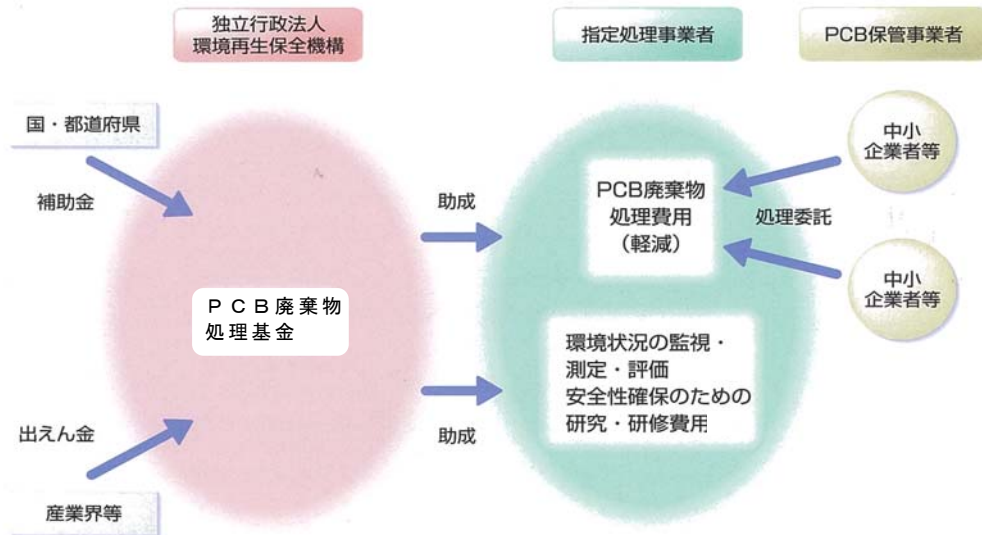
・特別遺族給付金の支給対象の拡大(法施行日の5年前の日から法施行日の前日までに死亡した方の遺族)

時効により労災保険法上の遺族補償給付を受ける権利が消滅した方も救済の対象としました。

※新しい制度の詳細については、今後細部が決定され次第広報において周知いたします。

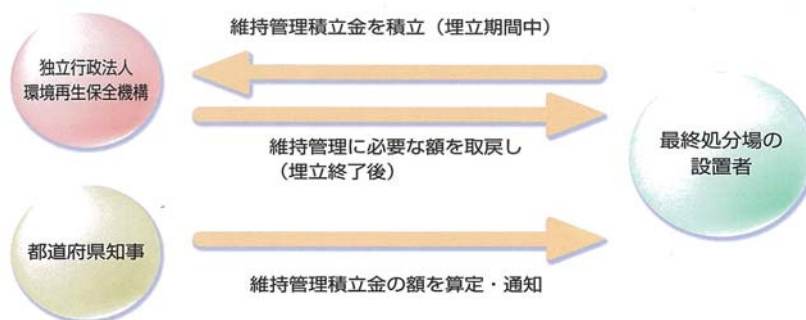
(5) PCB廃棄物処理基金業務

「PCB廃棄物処理基金業務」は、国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金により造成された「PCB廃棄物処理基金」を、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の軽減及びPCB廃棄物を処理する際の周辺の環境状況の監視・測定、安全性確保のための研究・研修の促進を図ることを目的として、環境大臣が指定したPCB廃棄物処理事業者に対し助成を行っています。



(6) 維持管理積立金管理業務

廃棄物最終処分場は、埋立が終わった後も環境に影響がない状態になるまでの一定期間、浸出する汚水等の処理が必要なため、これに要する費用について、環境省令で定める最終処分場の設置者が「維持管理積立金」として埋立期間中に機構に積み立てておくことが法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)により義務づけられています。機構は、廃棄物最終処分場の設置者が汚水等の処理を完了するまで、積み立てられた維持管理積立金を預かり管理します。



(7) 債権管理・回収業務

機構では、大気汚染対策緑地等を設置し、地方公共団体に譲渡する建設譲渡事業を行っていました。(平成18年度に施設整備を終了。)

また、環境保全のために建設し、譲渡した施設(緑地整備関係建設事業、企業団地建設事業、産業廃棄物処理施設建設事業)及び公害防止施設に対する貸付事業に係る債権の管理・回収業務を行っています。

6 業務における環境配慮

(1)「環境配慮のための実行計画」と「環境物品等の調達を円滑にするための方針」

機構では、日常業務の遂行にあたっての「環境配慮のための実行計画」を定めています。この計画に基づいて、エネルギー及び資源の有効利用や節減等に努めています。実行計画では、当機構の業務が、事務所におけるデスクワークが中心であることを踏まえ、事務所での電気使用量の削減やコピー等の用紙使用量の削減といった項目について目標を定めています。

■平成19年度環境配慮のための実行計画【抜粋】（平成19年4月1日）

用紙類の使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> 資料の作成にあたっては、極力簡潔なものとする。 印刷やコピー枚数は必要最小限とする。 ミスコピー等により不要となった片面コピーの紙類は、情報の漏洩に留意の上、その裏面をメモ用紙等に再利用する。 個人保有の書類は極力削減し、担当スタッフ共通の書類としてファイリング、または、電子情報として共有フォルダに保存する等保存書類の削減に努める。 最終的に不要となった紙類は、分別回収ボックスに入れる。 使用用紙量を適宜把握する。
電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> 昼休みにパソコンの電源を切る。 パソコンの電源を切る場合、主電源スイッチのある機器についてはそのスイッチも切る。 夏季においては、服装の軽装化の励行により適温確保を図る。 冬季においては、暖房に頼り過ぎず働きやすく暖かい服装にすることにより適温確保を図る。 電気使用量を毎月把握する。
受託業者に対する働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> 機構が発注する事業等については、適切な環境保全の取組がなされるように、入札時および発注時に必要な事項を盛り込む。
削減目標	<ul style="list-style-type: none"> 用紙使用量：平成18年度を基本として1%削減する。 電気使用量：平成18年度を基本として1%削減する。 <p>※なお、電気使用量についてはOA機器及び照明等を対象とする。</p>

平成19年度環境物品等の調達の推進を図るための方針については、紙類(コピー用紙等)、文具類(筆記用具、のり、ファイル、封筒等)、機器類(椅子・机等)、OA機器、役務(印刷等)などを調達する際の数値目標を緊急時等を除き100%と設定し、環境負荷の低減に配慮した物品調達を行っています。

なお、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を展開していくにあたっては、「グリーン調達」推進体制を定め、機構全体で環境物品の調達に努めています。また、「物品等の調達にあたっては従来考慮されてきた価格や品質などに加え、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達する」旨の呼びかけを定期的に行うことで、全職員等に環境配慮への意識付けも行っています。

(2) 省エネルギー等の活動

電気使用量の削減

機構では、昼休みや退出時における照明の自主的な部分消灯、夏季 28℃・冬季 20℃を基準とした冷暖房の適切な温度設定など、職員全員が日常的に身近な省エネルギー対策に取り組んでいます。また、平成 19 年度には、照明スイッチを細分化し、執務室エリアの照明のゾーン管理を行うなど、より細かな節電を行えるような環境を整備しました。

この結果、平成 19 年度の電気使用量については、本部・大阪支部共、基準年度（平成 18 年度）比 1%の削減目標を達成しました。

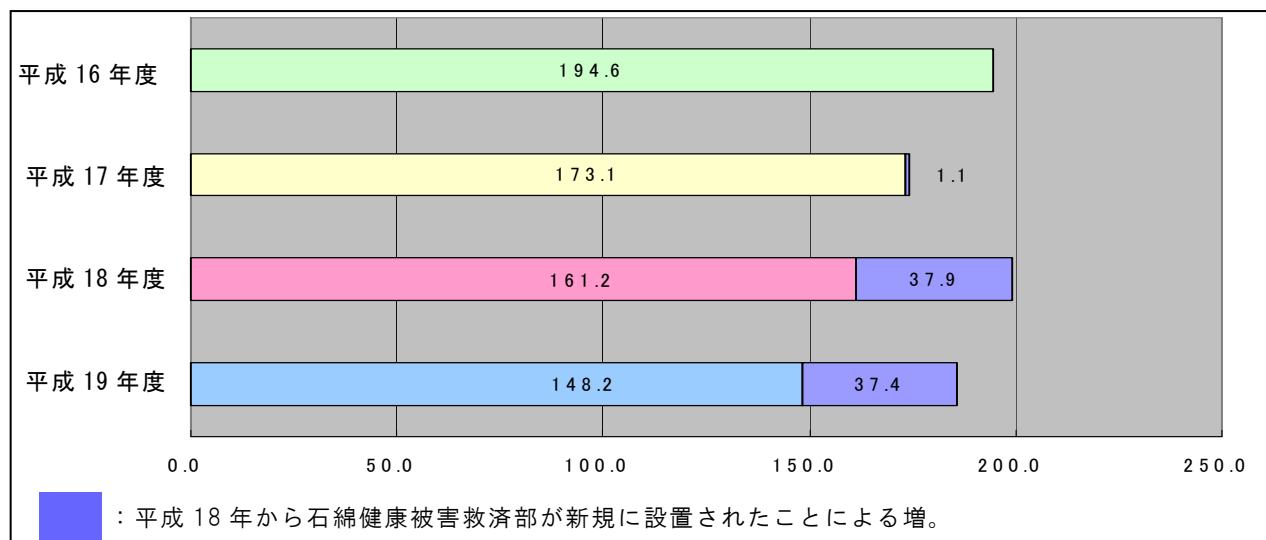
■電力使用量における環境目標の達成度

目標項目	単位	18 年度実績 (基準年度)	19 年度目標	19 年度実績(※注)	削減量	評価
電力使用量 (本部)	kW/h	199,115	197,123 (対 18 年度比 :1%削減)	185,626 (対 18 年度比 :6.77%削減)	13,489	😊
電力使用量 (大阪支部)	kW/h	26,860	26,591 (対 18 年度比 :1%削減)	20,952 (対 18 年度比 :22%削減)	5,908	😊

※ 😊 ……目標達成 😞 ……目標未達成

注：省エネのための取組として、ビルの既存設備の改修や、空調の運転時間の短縮を行った結果、目標を上回る電力削減を達成しました。

■平成 16～19 年度 電気使用量（本部）の推移（単位：千 kW/h）



水道使用量について

機構は、ミューザ川崎セントラルタワー等のビルの一部に事務所を構えているため、機構単独での水道使用量の把握を行うことは出来ませんでした。本部のあるミューザ川崎セントラルタワーでは、洗面所の水道は、手をかざしたときだけ水が出るようになっており、蛇口の開けっ放しによる無駄な水の量が制限されています。また、職員一人ひとりも節水を心がけ、ビル全体の水道使用量削減に貢献するよう努めています。

用紙類の使用量の削減

用紙類については、資料の簡素化や両面コピーの推奨、LAN活用による機構内の連絡における紙使用の削減、保存書類の電子化推進などの対策を行いました。

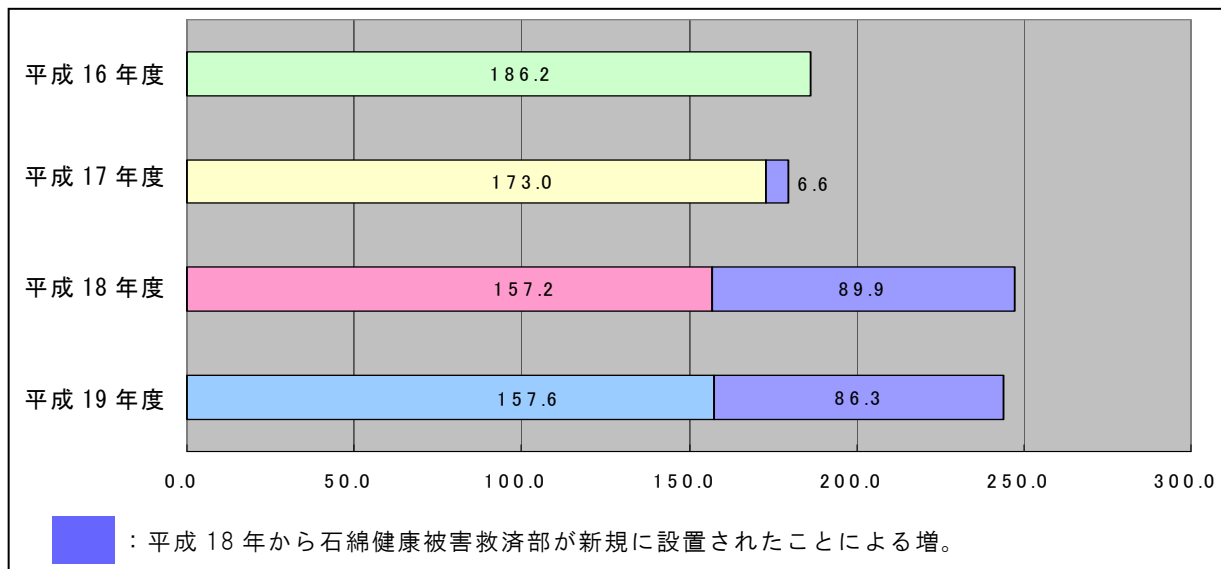
この結果、平成19年度の用紙の使用量については、本部・大阪支部共、基準年度（平成18年度）比1%の削減目標を達成しました。

■用紙使用量における環境目標の達成度

目標項目	単位	18年度実績 (基準年度)	19年度目標	19年度実績	削減量	評価
用紙使用量 (本部)	枚	2,470,643	2,445,937 (対18年度比 :1%削減)	2,439,264 (対18年度比: 1.27%減)	31,379	😊
用紙使用量 (大阪支部)	枚	47,100	46,629 (対18年度比 :1%削減)	45,949 (対18年度比: 2.4%減)	1,151	😊

※ 😊 ……目標達成 😞 ……目標未達成

■平成16～19年度 用紙使用量（本部）の推移（単位：万枚）



分別回収の徹底

機構が入居しているビルでは、「ミックスペーパー」、「再利用古紙」、「ビン」、「カン」、「ペットボトル」等10種類の分別を行っており、資源のリサイクルを推進しています。

分別回収を徹底した結果、一般廃棄物の量が前年度と比較して363kgから253kgへと減少しました。ミックスペーパーや再利用古紙、ビン、カン、ペットボトルなどの資源ゴミについては、今後も分別回収の徹底を継続し、環境負荷の低減と資源の再利用に努めていきます。

■分別項目別廃棄物量

(単位：kg)

品目	一般廃棄物	ミックスペーパー	再利用古紙	ビン	カン	ペットボトル	発泡スチロール	産業廃棄物	蛍光灯	乾電池
平成18年度	363	4,793	8,184	180	115	495	7	1,229	1	3.6
平成19年度	253	4,389	7,292	132	105	451	9	1,303	0	6.0

(3) 体制及び運営方法

環境委員会

機構では、業務運営における環境配慮を推進するため、理事長を委員長とする「環境委員会」を設置し、環境配慮のための実行計画、環境物品等の調達等に関して調査審議し、より強固に取り組を進めています。この環境報告書も、環境委員会において検討を行って作成しました。

■「環境委員会」の構成

委員長	理事長
委員	理事、上席審議役、部長、総務部次長
参与	監事

平成 19 年度における環境委員会の活動内容

- 平成 19 年度における環境委員会の主な活動内容としては、以下のようなものが挙げられます。
- ・「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を展開するにあたり、「物品等の調達にあたっては従来考慮されてきた価格や品質などに加え、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達する」旨の呼びかけを定期的に行うことで、全職員等に環境配慮への意識付けを行いました。
 - ・「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実行計画」を策定し、温室効果ガス排出の削減目標を設定するとともに、そのための具体的な取組について決めました。
 - ・「環境報告書 2007」の内容について検討しました。

(4) 温室効果ガスの削減に向けた取組

温室効果ガスの排出削減のための実施計画

機構は、温室効果ガスの排出を抑制するため、平成 20 年 1 月に、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」を策定しました。

この計画は、目標年度である平成 22～24 年度の温室効果ガスの総排出量を平成 18 年度比で 3%削減することを目標として、平成 19 年度から平成 24 年度までの期間を対象に、公共交通機関の利用の推進や電気使用量の削減といった取組を行うことを定めています。

(5) 環境物品等の調達状況

平成 19 年度の調達状況

平成 19 年度は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、調達目標について 緊急時等を除き 100%達成しました。

特に、筆記用具等、主要材料がプラスチックの場合には、調達方針が再生プラスチックの含有率 40%以上に対して、再生プラスチックの含有率 100%の製品を調達する等、基準を上回る製品の調達に取り組みました。

また、前年度に引き続き、調達方針に従って、ボールペン・蛍光ペン類については、詰め替え式の購入を徹底することや、使用済みファイルの再利用、消耗品の一括購入など、環境配慮に努めています。環境物品対象外の物品調達においても、OA 機器やスタンプ、梱包用品等幅広い品目について、より環境に配慮した製品を購入するようにしています。

さらに、物品等の納入の際には、事業者の方に対して簡易包装をお願いするなど、グリーン購入や環境配慮についての考え方が、機構内のみならず関係機関等へも広がるような取り組みを継続しています。

代表的な品目におけるグリーン調達実施状況（平成 19 年度）

分野	品目	総調達量	目標値	調達率	評価
紙類	コピー用紙	5,879kg	100%	100%	😊
文具類	マーキングペン	215 本	100%	100%	😊
	ファイル	8,627 冊	100%	100%	😊
	事務用封筒	50,725 枚	100%	100%	😊
	付箋紙	1,348 個	100%	100%	😊
OA 機器	記録用メディア	375 個	100%	100%	😊
役務	印刷	13 件	100%	100%	😊

※ 😊 ……目標達成 ☹️ ……目標未達成

※紙製品（コピー用紙、ファイル、事務用封筒、付箋紙、印刷）については、平成 19 年 4 月～平成 20 年 1 月分

紙製品におけるグリーン調達実施状況（平成 20 年 2・3 月分）

分野	品目	総調達量	特定調達物品等の調達量	準特定調達物品等の調達量
紙類	コピー用紙	928kg	0kg	928kg
文具類	ファイル	113 冊	113 冊	0 冊
	事務用封筒	14,150 枚	3,150 枚	11,000 枚
	付箋紙	60 個	60 個	0 個
役務	印刷	15 件	15 件	0 件

※準特定調達物品等とは、事業者が、不足する環境価値に対し、植林、古紙回収促進への支援措置などの環境保全のための対策を講じる旨、または、環境に配慮されたバージンパルプが配合された製品による旨を、自ら申し出ているものに該当するものを指しています。

全ての特定調達品目の調達状況については、機構ホームページ上で公表しています。

(<http://www.erca.go.jp/koukai/pdf/h19green2.pdf>)

7 社会的取組の状況

機構は、「環境分野の政策実施機関として、真に環境施策の一翼を担う組織となる」ことを経営理念に掲げています。そのため、役職員一人ひとりが、環境分野において機構が果たすべき社会的役割を十分認識し、皆様から信頼される組織を目指して、高い倫理観、責任感をもって日常業務に取り組んでいます。

機構の社会的取組の一例として、情報の適正な管理に関する取組、職員が働きやすい職場環境を作るための取組、地域奉仕活動への参加についてご紹介します。

情報の適正な管理に関する取組

・情報漏えいに対する取組

機構が保有するシステムを、不正アクセスの被害から保護するため、ファイアーウォールの更新、情報セキュリティポリシーの見直しを行うなど、適正な管理に努めています。

・個人情報の保護に対する対応

平成17年4月から施行された「個人情報の保護に関する法律」に基づき、「個人情報の保護管理規程」を制定し、個人情報の保護に努めています。平成18年から機構業務となった石綿健康被害救済業務は日常的に個人情報を扱うことから、認定申請書類等は、特に厳重に保管し、管理を行っています。

職員が働きやすい職場環境を作るための取組

・保安・防災の取組

災害から職員を守るため、年1回オフィスビル全体で実施される防災訓練に参加し、職員で組織された自衛消防隊を中心に、災害時を想定した避難誘導等を行っています。自衛消防隊は、機構での火災発生時だけでなく、機構が入居してる建物で火災が発生した場合にも、ビル全体の消防組織と協力して、消火・避難誘導・救護などの防災活動にあたります。

なお、警戒宣言発令時や大規模地震発生時には、機構本部に災害対策本部を設置し、緊急連絡網を通じて、機構全体で緊急災害に対応することとしています。

さらに、職員全員に「非常持出品セット」と防災用ヘルメットを支給するなど、万一の大災害に備えた職員の安全確保に努めています。

地域奉仕活動への参加

・川崎市内統一美化活動への参加

地域奉仕活動の一環として、機構事務所のある川崎市幸区での美化活動に参加しました。

平成19年度は、9月30日（日）に行われた川崎市内統一美化活動に機構職員が参加し、川崎駅西口周辺や機構が入居するミュージア川崎付近一帯のゴミ拾い・掃き掃除等を実施いたしました。



川崎駅西口周辺のゴミ等の回収状況

8 皆様とのコミュニケーション

機構は、環境分野の政策実施機関として、皆様に広く事業内容をご理解いただくとともに、業務の更なる改善を図るべく、皆様との様々なコミュニケーションを大切にしています。

この「環境報告書 2008」を、京都大学経済研究所教授 一方井 誠治氏に読んでいただき、ご感想やご意見をお聞きしました。

——「環境報告書 2008」をお読みいただいた感想は？

全体的には、それぞれの項目が見開きでコンパクトにまとまっており、読みやすい報告書になっていると思います。

内容的には冒頭に書かれているように、環境再生保全機構は、その業務自体が環境保全を目的としており、業務を遂行することによって環境保全に貢献しておられます。そのため、業務の実施に際してどのような環境配慮をしているかということもさることながら、業務そのものの紹介に力点が置かれているという印象を受けました。それはそれで、わかりやすく紹介されており大変結構なのですが、いわゆる「環境報告書」として読み始めたときに、最初に情報提供の取組が特集として4ページにわたって書かれているのが、順番としてややどうなのかなという感じが残りました。

また、スペースの関係もあろうかと思いますが、昨年の環境報告書に対して藤倉教授がご指摘になった、機構の事業に対する内外の現地からの声等も紹介されれば事業の環境保全に対する意義の理解が深まり、より興味深い報告書になるのではないかと思います。

——機構の事業の内容や、環境配慮の取組についてはいかがでしょうか？

電気使用量では、設備の改修等により、目標を大きく超える削減が行われています。

私自身は、各企業等がどれほどの費用をかけてどれだけの温室効果ガスの削減をされているかというような調査研究をしておりますので、機構が環境配慮のための活動にどれほど費用をかけておられるのかを知りたいと思いました。おそらくこれは環境会計や炭素会計の話になってくると思いますが、今後の課題として検討をしていただければ幸いです。

——今後機構に期待することは？

環境再生保全機構は、かつての公害によって健康を損なわれた方々への補償事業や、PCB廃棄物の処理基金業務など、日本の公害の後始末というべき地味ながら重要な業務を担っておられます。また、一方で公害健康被害の予防事業や低公害車の普及や環境学習のように、将来につながる事業も担当されています。これからも、これらの事業そのものによる環境保全はもとより、業務を実施する際の環境配慮も他の企業や組織を超えた高い水準のものとなるよう、工夫を重ねて頑張ってくださいと思います。



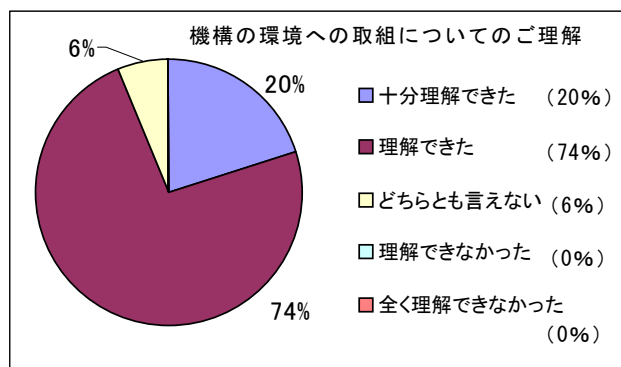
一方井 誠治（いっかたい せいじ）氏
京都大学経済研究所教授、経済学博士（京都大学）。
著書に、『低炭素化時代の日本の選択－環境経済政策と企業経営』（岩波書店）など。

「環境報告書 2007」アンケート結果とその対応について

昨年機構で作成した「環境報告書 2007」は、平成 20 年 7 月末までに約 1,500 部を配布し、また機構ホームページ上に掲載した環境報告書のアクセス数は約 2,800 件となっています。

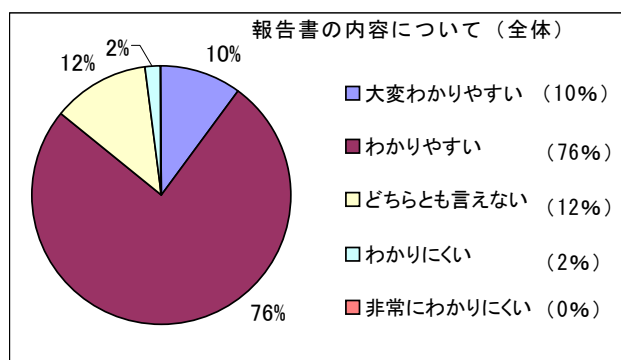
ここでは、「環境報告書 2007」に対して読者の皆様からお寄せいただいたアンケートの回答結果と、そのご意見を今回の「環境報告書 2008」の編集に際してどう反映させたかを紹介します。

(回答者数：49 人 内訳：①企業・団体の環境担当者：4 人 ②国・地方公共団体関係者：39 人 ③研究・教育機関関係者：4 人 ④その他：2 人)



問. 環境再生保全機構の環境への取組についてご理解いただけましたか。

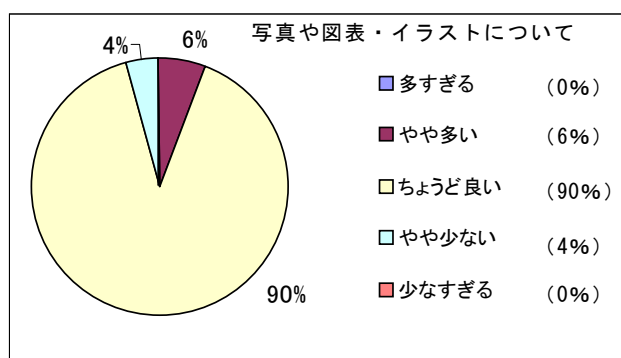
全体の約 9 割以上が「十分理解できた」または「理解できた」との回答でした。このことから、おおむねご理解を得られる内容であったと考えています。



問. 環境報告書の内容について、どのように感じになりましたか。

《全体について》

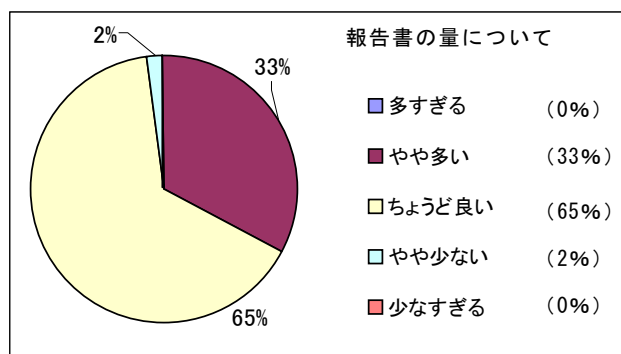
全体についての感想は、「大変わかりやすい」「わかりやすい」との回答が 8 割以上であり、全体としてわかりやすい報告書であったと考えております。



《写真や図表・イラストについて》

写真や図表・イラストについては、「ちょうど良い」との回答が全体の 9 割以上を占めています。

読みやすさを意識して写真や図表を多く使用し、構成も工夫しましたが、「ちょうど良い」との評価をいただき、今回の報告書でも適切な写真・図表の使用やレイアウト構成を目指しました。



《量について》

量については、「ちょうど良い」が 6 割に達した一方で、「やや多い」が 3 割ありました。

この結果を受けて、今回の報告書ではさらに全体のページ数を減らし、コンパクトにまとめるよう努力しました。

環境報告書の作成にあたって

この環境報告書は、機構の各部より選出した編集委員からなる「環境報告書 2008 編集委員会」が中心となって作成いたしました。

■参照ガイドライン

- ・ 環境省「環境報告ガイドライン～持続可能な社会をめざして～（2007年版）
- ・ 環境省「環境報告書の記載事項等の手引き」（平成19年11月）

■主な関連公表資料

- ・ 独立行政法人環境再生保全機構ホームページ（<http://www.erca.go.jp/>）
- ・ 独立行政法人環境再生保全機構パンフレット
- ・ 平成19年度業務実績報告書

上記資料は、独立行政法人環境再生保全機構ホームページからもご覧いただけます。

■次回発行予定 平成21年9月

環境省「環境報告書の記載事項等の手引き（平成19年11月）」対照表

「環境報告書の記載事項等の手引き」の項目	本報告書の該当ページ
〔1〕 事業活動に係る環境配慮の方針等	P1、P3
〔2〕 主要な事業内容、対象とする事業年度等	P2、P8～16、P28
〔3〕 事業活動に係る環境配慮の計画	P17
〔4〕 事業活動に係る環境配慮の取組の体制等	P20
〔5〕 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等	
① 総エネルギー投入量	P18（電気使用量の削減）
② 総物質投入量	P19（用紙類の使用量の削減）
③ 水資源投入量	P18（水道水使用量）
④ 循環的利用を行っている物質等	—
⑤ 総製品生産量又は総商品販売量	—
⑥ 温室効果ガスの排出量	P20
⑦ 大気汚染等に係る負荷量	—
⑧ 化学物質の排出量・移動量	—
⑨ 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量	P19（分別回収の徹底）
⑩ 総排水量	—
⑪ グリーン購入・調達の状況	P21
⑫ 環境に配慮した輸送に関する状況	—
〔6〕 製品・サービス等に係る環境配慮の情報	P9
〔7〕 その他（コミュニケーションの状況）	P4～7、P11、P23～24
充実が望まれる項目（社会的取組の状況）	P22

自己評価結果

本環境報告書の作成にあたり、記載内容の信頼性を高めるために、作成部署から独立した立場にある監事（伊藤一秀、日置和弘）による評価を実施いたしました。監事より示された意見は、以下のとおりです。

独立行政法人環境再生保全機構「環境報告書2008」への監事意見

平成20年9月4日

1. 評価の目的

「環境報告書2008」の信頼性を高めるために、網羅性、正確性、中立性、検証可能性の観点から評価を行いました。

2. 実施した手続きの内容

定期監事監査における業務監査を踏まえるとともに、環境省「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き」を参考にして実施しました。

3. 評価対象項目

- 1) 事業活動に係る環境配慮の方針等
- 2) 主要な事業内容、対象とする事業年度等
- 3) 事業活動に係る環境配慮の計画
- 4) 事業活動に係る取組の体制等
- 5) 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等
- 6) 製品・サービス等に係る環境配慮の情報
- 7) その他（コミュニケーション、規制の遵守状況）

4. 評価結果

評価対象項目について自己評価を実施した結果、問題となる事項はありませんでした。
なお、2007年の環境報告書と比べてコンパクトになりましたが、まだ、文字が多く、硬い表現の箇所も見られますので、今後とも工夫・改善を期待します。

以上

編集後記

私ども独立行政法人環境再生保全機構では、平成 18 年度に初めて環境報告書を作成して以来一貫して、構成・執筆からデザインまで職員自身の手で環境報告書を作成し、公表してきました。

今回の報告書では、昨年の「環境報告書 2007」に対してお寄せいただいた貴重なご意見・ご感想をもとに、写真・図表の効果的な使用やページ数の削減によるコンパクト化に努めるとともに、昨年度と同様に、可能なかぎり記載内容が見開きで完結するようレイアウトを工夫し、より読みやすい報告書となるよう努力しました。また昨年度は、読者の皆様の関心が高いと思われる機構の業務を「特集記事」としてピックアップしましたが、アンケートの結果、大変興味を持ってお読みいただいたことがわかりましたので、今回も特集記事を作成しました。

さらに、外部の方とのコミュニケーションを図るため、第三者意見という形でこの報告書に対するご意見をいただいています。ご多忙の中、環境報告書をお読みいただき、ご意見・ご感想をお寄せいただいた一方井 誠治様には、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

この環境報告書を通じて、読者の皆様が当機構の業務に関心を持っていただければ幸いです。お読みいただいた皆様からのご意見・ご感想など、お待ちしております。

「環境報告書 2008」編集委員会

委員長 中野 安則

副委員長 高藤 栄次

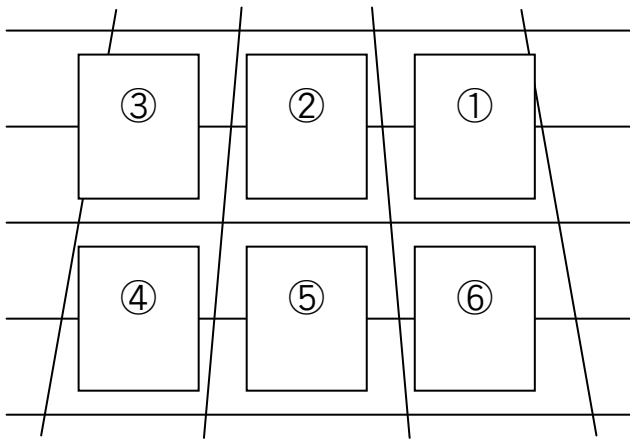
委員 石川 倫 市川 智隆

鎌田 大樹 甲野藤 力

鈴木 康夫 蛭間 照雄

宮西 めぐ実





- ①：環境再生保全機構理事長賞
「守る命 守られる命」 四宮光理さん
- ②：環境大臣賞
「空の笑顔が宝物」 妻瀬菜里子さん
- ③：優秀賞
「私の大好きな青い空」 小藪安紀さん
- ④：優秀賞
「『空』とあそぼ。」 島美里さん
- ⑤：高校生の部 佳作
「この空が青いから僕達は笑顔でいられる」 佐藤実紗さん
- ⑥：中学生の部 佳作
「綺麗な空をいつまでも・・・」 岡田結衣さん

独立行政法人 環境再生保全機構



■報告対象組織

本環境報告書は、独立行政法人環境再生保全機構の全組織の環境配慮の取組等について報告しています。

本部	〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー	電話 044-520-9501
大阪支部	〒530-0002 大阪府大阪市北区曽根崎新地一丁目 1 番 49 号	06-6342-0780

■報告対象期間

平成 19 年度（平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月）についての取組を中心に掲載しました。